

都道府県労働局職員（共通）の選考採用試験【係長級（一般職相当）】
募集要項

今般、都道府県労働局等における労働行政に関する事務等の業務を担当する係長相当職員として、当該業務の実施に必要な能力等を有する民間企業等での業務の経験を有した方を募集します。

1 職種

秋田労働局等の常勤職員

2 業務内容

都道府県労働局、公共職業安定所等における労働行政に関する事務等を行う係長相当職員の業務

3 募集人員

2名

4 応募資格

(1) 以下の①及び②の条件を満たす方

- ① 大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校を卒業した者及び採用日時点においてこれらと同等以上の学力を有すると認められる者で、卒業後の年数として、以下を満たす方。
 - ・ 大学を卒業した者 11年以上
 - ・ 短期大学及び高等専門学校を卒業した者 13年以上
 - ・ 高等学校を卒業した者 15年以上
- ② 行政機関における一般行政事務等に関する経験や、民間企業において人事労務管理等に関する業務の経験を有する方。

(2) 以下に該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない方
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に該当する方

(令和7年度における定年年齢は62歳)

5 採用方法

選考による採用となります。

選考方法については、下記12を参照ください。

6 採用日

原則、令和7年4月1日を予定しています。

7 勤務地

秋田労働局、秋田県内の公共職業安定所等

※概ね2～3年程度で人事異動があります。

なお、異動範囲は秋田県内ですが、異動先勤務地によって転居が必要な場合があります。

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

(1) 履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。写真を貼付のうえ、学歴、職歴（職業紹介、助成金、雇用保険、労災保険業務等の労働行政関係に関連する業務に従事した経験については詳細にお書きください。）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

(2) 論文

課題：「秋田県では「少子高齢化による労働力不足」が深刻化しており、企業における人材確保・人材育成等が大きな課題となっている。こうした課題等に対して、自身のこれまでの業務経験を秋田労働局、ハローワークの業務にどのように活かせるか。」

文字数：1,500～2,000文字程度（400字詰め原稿用紙で5枚程度）

(3) 応募先

(1)及び(2)を封筒に同封し、秋田労働局総務部総務課人事係あて郵送(直接持参も可。その場合は、平日17時まで。)してください。あて先は下記13のとおりです。

なお、応募書類はホチキス止めしないでください。

11 応募期限

令和7年1月31日(金)

※ ただし、応募者多数の場合、期限前に募集を終了させていただきますので御留意ください。

12 選考方法

【第1次選考】

(選考内容)

職務経歴、論文による書類審査

※ 職務経歴による経歴評定の通過者の論文を評価し、第1次選考通過者を決定します。

(選考通過者発表)

令和7年2月7日(金) 予定

通過したか否かに関わらず全員に郵送にて連絡します。

【第2次選考】

(人物試験(個別面接))

人物試験による審査

試験日は令和7年2月12日(水)～2月18日(火)の間で実施予定

(詳細な日時及び場所等については、第1次選考通過者あてに通知します。)

(合格者発表)

令和7年2月26日(水)以降の予定

合否にかかわらず第2次選考の対象者に連絡します。

13 応募等に関する照会先

秋田労働局総務部総務課

住所：〒010-0951

秋田市山王7丁目1-3 秋田合同庁舎4階

電話：018-862-6681

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（24万円～35万円程度。一般的な例）。
- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます（令和5年度実績）。
 - 扶養手当・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等
 - 住居手当・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円
 - 通勤手当・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）
 - 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・1年間に俸給等の約4.50か月分（令和5年度実績）